



ゆうな医療・介護の相談たより

2022年 8月号

発行：沖縄県ゆうな協会 医療・介護の相談窓口

電話：098-832-9528

E-mail：iryokaigo@yuunakyokai.jp

医療・介護の相談たよりでは、ゆうな協会の相談に関する取り組みや、医療・介護・福祉に関する制度・サービス、皆さんから寄せられた相談・質問の中で、共通する内容等を守秘義務を遵守し、ご紹介していきます。

相談専用のメールアドレスができました！ プライバシーを尊重し、個人情報に配慮し、秘密は厳守致します。メールでのご相談もお待ちしております。

●今月の相談：「高齢の父が有料老人ホームに入所予定です。施設から住所を移し、通帳と銀行印も預けるように言われました。退所者給与金の通帳も別にありますが、2つとも預けないといけないのでしょうか。」

Q：女性、70代。父が退所者で要介護度③です。現在、骨折してリハビリの病院に入院中ですが、退院先は施設入所を希望しています。入所予定の施設は隣の市にあり、通帳は年金用と給与金用の2冊ありますが、2冊とも預けないといけないのでしょうか、また住所も移すと、現況届等の書類も施設に代筆をしてもらうことになりますか？

A：これまでご家族が代行されていた事務手続き等を、施設職員に委任する範囲は明確にしておいた方が良いでしょう。「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」では、施設での個人通帳管理は、やむを得ない場合で、トラブル防止の観点からも、厳密な対応が必要としています。不明なことは曖昧にせず確認しましょう。市町村社会福祉協議会では、判断能力が不十分な方との契約により、「生活支援員」が通帳を預かったり、書類の書き方を教えてくれたりする「日常生活自立支援事業」をしています。施設の利用料支払い用の通帳は場合によっては預けることになっても、給与金用の通帳は本人の同意を得て、ご家族の管理でよろしいと思います。現況届等の書類の送付先をご家族の住所にし、これまで通りご家族が代行されて良いでしょう。

但し、通帳残高の確認は、令和3年8月の介護保険法の改正に伴い、「介護保険負担限度額認定」を受けることができる要件、及び食費にかかる利用者負担限度額が変更となったために行われます。負担限度額認定申請時に通帳の写しを提示することが必要です。後から限度額認定の対象ではないとわかり、食費等を追納することになる場合もありますので、詳しいことは介護保険課で確認しましょう。

なお、ゆうな協会では、現況届の作成や郵送の相談や代行も行っています。ご本人やご家族の状況や希望に合わせて、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」等の活用に関する相談もできますので、ご連絡ください。



●今月のピアサポート活動等の紹介：

・楓の友の会は、コロナ禍のため、対面ではなく電話やメールで近況報告を行っています。